

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、顧問先や取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携

ビジネスマッチングやM&Aの支援、事業承継の支援、新規事業の計画支援、BCPの策定支援などをしています。

企業間連携を推進するために、経営と事業継続に役立つセミナーや動画などの情報発信を行っています。

b. IT実装支援

取引企業の経理・税務・総務・業務などのデジタル化の支援を行います。

取引先との打合せや相談のWeb化を推進し、テレワークにも取り組みます。

c. 専門人材マッチング

自社グループ内の専門家並びに、専門家のパートナーシップ組織を通じスペシャリストの紹介を行います。

d. グリーン化の取組

環境負荷軽減のためにグリーン調達を推進します。

電子化・ペーパーレスの推進により紙を削減します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、取引先の事業内容や規模、処理内容に応じて合理的な価格算定を適時実施します。下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、当社は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払い手形は使用しません。

③知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

サプライチェーンを担う中小企業の健全な会計及び税務を支援します。

パートナーズプロジェクトの一員として経済法律のワンストップサービスの提供に努めます。

スペシャリストアライアンス新潟の一員として地域の中小企業の課題解決に貢献します。

パートナーズグループ並びにアライアンス新潟各社による連携の事業継続力強化計画の策定を行い災害時や感染症の発生時にも取引先に負担をかけないように努めます。

2021年10月12日

パートナーズプロジェクト税理士法人

代表社員 藤井 英雄